

(仮称) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例(案)の概要について

1 趣旨

中核市移行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項の規定に基づき、地域の実情に合わせて対象施設の基準を新たに条例で定めるもの。

2 対象施設

施設名称	施設数	施設概要(法における定義)
幼保連携型 認定こども園	39	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設

(施設数：平成 28 年 4 月 1 日現在)

3 現行の基準

現行の基準は、県条例によって規定されており、県条例は国基準に準じた内容となっている。

4 当市の基準(案)

現状において、各施設の運営状況に支障がないと認められることから、中核市への円滑な移行が図られるよう、基本的に現行の基準を維持した内容とするが、一部、市独自の規定を追加するものとする。

5 条例(案)の規定内容

国基準に準じて規定するほか、第 14 条において、(仮称)八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)第 7 条に規定する非常災害に係る項目を、幼保連携型認定こども園についても準用するよう、規定を追加する。

(設備運営基準条例の準用)(抜粋)

第 14 条 設備運営基準条例第 5 条、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条、
(略)の規定は、幼保連携型認定こども園において準用する。

追加する規定